

老振発第0224001号  
平成15年2月24日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」  
の一部改正について

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件」（平成15年2月24日厚生労働省告示第57号。以下「改正告示」という。）については、本日（別添1）のとおり公布され、平成15年4月1日から適用することとされたところであるが、それに伴い、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「解釈通知」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

また、改正告示及び解釈通知の改正による変更点等は（別添2）のとおりであるので、これらについて十分に御了知の上、貴都道府県管内市町村（特別区を含む。）関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今般給付対象としたものを含め、福祉用具貸与については、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、自立支援や介護者の負担軽減の観点から選択・利用されるべきものであり、これらが満たされない利用は適切でないとは判断されるべきであることを念のため申し添える。

記

第1の1中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第1の1の（4）の の次に次を加える。

スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

第1の1の(12)中「住宅改修」を「住宅の改修」に改める。

第1の1の(12)の中「居室、浴室等」を「居室、浴室、浴槽等」に改め、「人を持ち上げ、移動させるもの」を「人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの」に改める。

第1の1の(12)の中「床に置いて」を「床又は地面に置いて」に改め、「人を持ち上げ、移動させるもの」を「人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)」に改める。

第1の2中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第2中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

## 改正告示及び解釈通知による変更点等

### 1 特殊寝台付属品

従来、特殊寝台付属品については、解釈通知によって、サイドレール、マットレス、ベッド用手すり及びテーブルを給付対象として例示していたところであるが、今般、スライディングボード及びスライディングマットについて給付対象となることを明確化したものである。

### 2 歩行器

従来、車輪を有する歩行器については、二輪、三輪、四輪のもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、車輪の数による制限を無くすこととし、六輪等の歩行器も給付対象とすることとしたものである。

### 3 移動用リフト

従来、移動用リフトについては、その構造上、上下方向に移動させるだけでなく、水平方向にも移動させることが可能なもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、上下方向にのみ移動させることができるものについても給付対象とすることとしたものである(ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く。)

この改正により、段差解消機や起立補助機能付きの椅子などが給付対象となるものである。